

香西S.S.S. 規約

第1章 総 則

第1条(名 称)

このクラブは、香西S. S. S. (以下、「本クラブ」という。)と称する。

第2条(所在地)

本クラブは、香川県高松市香西北町4-1に置く。

第3条(クラブミッション)

- (1) 世界で最も魅力あるスポーツ『サッカー』が香西～勝賀地区の文化、生涯スポーツとして根付くよう『少年少女にその楽しさ』を伝える。
- (2) 親子、会員、地域住民とのつながりを深め『地域コミュニティー』の再構築の一翼を担う。
(世代間交流や様々な人との触れ合いを通じ、地域での人間関係、教育力を向上させる)

第4条(クラブビジョン)

- (1) 地域住民の方々にホームグラウンド(香西西地区港湾緑地・香西マリナランド・香西小学校)での香西SSSの試合観戦やクラブ員との交流試合等を通じ、『サッカーの楽しさ』を理解していただき、サッカーファミリー(選手、サポーター等)の増加を目指す。
- (2) 香川県内で主催されている大会のレベル向上を目指し、質の高い審判員の確保育成に努める。
- (3) 中学～高校生年代でも活躍出来る選手を数多く育てるため、子供達一人一人のレベルに応じた練習・指導を実践し、意味ある試合経験を積ませる。
- (4) ジュニア、育成年代を預かる団体として、子供達の礼儀作法、しつけにも保護者の皆様と共に取り組み、地域の他スポーツ団体の見本となれるようなクラブを目指す。
- (5) 日々変化、向上しているサッカーに対応していくため、レベルの高い指導ができる『人材の確保・指導者育成』に取り組むとともに、練習場所の環境整備に取り組む。

第5条(入会資格)

本クラブに登録できるのは、本クラブの趣旨に賛同し、サッカーを愛し、サッカーに真剣に取り組もうとする、**年中**児から小学6年生までの男女選手。

第6条(遵守義務)

本クラブに入会したすべての選手(以下、「選手」という。)及びその保護者、監督、コーチ
その他クラブの関係者は、本規約及びこれに付随する諸規則を遵守する義務を負う。

香西S.S.S. 規約

第2章 組 織

第7条(組 織)

- (1) 本クラブは、選手、監督、コーチ、役員で組織する。
- (2) 本クラブを組織するものは、第3、第4条に賛同していなければならない。
- (3) 本クラブのミッション、ビジョンを達成するために、選手の保護者で構成する保護者会を組織することを認める。保護者会は、サポーター活動、育成強化活動の支援、選手の保護者とチームを結ぶコミュニケーション活動を行うものとする。
- (4) 本クラブの指導理念の一貫を図るために代表、副代表、監督、コーチ等で構成する指導者会を組織することを認める。

第3章 役 員

第8条(役 員)

本クラブには、次の役員を置く。

- (1) クラブ代表1名 ※任期、1期3年で再任を妨げない。
 - (2) クラブ副代表1名 ※任期、1期2年で再任を妨げない。
 - (3) 指導者会代表3名
 - (4) 保護者、各学年代表 それぞれ1名ずつ 計4名
※(3)(4)については任期、1期1年で再任を妨げない。
- 役員は、前年度に選出後、新年度に報告する。

第9条(役員の任期)

- (1) 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。(※代表、副代表を除く)
- (2) 年度途中の退任の場合は、役員を補充することができる。
- (3) 補充による役員の任期は、前役員の残任期とする。

第10条(役員の解任)

役員としてふさわしくない行為があった場合は、役員会において、役員の過半数以上をもって、これを解任することができる。

2

香西S.S.S. 規約

第4章 役員会

第11条(構成)

役員会は、役員をもって構成する。

第12条(招集)

- (1) 役員会は、クラブ代表が招集する。
- (2) 役員会を招集するときは、各役員に対し、会議の目的たる事項及び日時、場所を記載した書面または電子メールをもって、開催の前日までに通知する。(急を要する場合はこの限りでない)

第13条(開催)

役員会は、年間4回程度の開催とする。

第14条(役員会の権限)

- (1) 本クラブの事業推進上必要と認められる重要事項の審議、決定及び執行。
- (2) 本クラブ規約の改廃に関する事項。

第15条(成立)

- (1) 役員会は、役員総数の過半数が出席しなければ開催することができない。
- (2) 役員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合はクラブ代表の決する所による。
- (3) 役員会への参加不可の役員は、委任状を記名若しくは、メール、LINEで報告の上、提出する。

第5章 会計

第16条(収入)

本クラブの事業遂行に要する収入は、次に掲げるものとする。

- (1) 入会金、月謝
- (2) その他の収入

第17条(月謝等)

選手は、月謝を納めるものとする。(指定口座より自動払込みとします)

年会費	5,000円(スポーツ保険加入費含む)
月会費 幼児以下	無料
月会費 1年生	4,500円

月会費 2年生	5, 000円
月会費 3年生	5, 500円
月会費 4年生・5年生・6年生	6, 000円

香西S.S.S. 規約

第18条(クラブ予算)

クラブ代表は、役員会において、来年度クラブ予算案を提示し、承諾を得なければならない。

第19条(各登録、保険等事務局)

(1) 事務局は、西高松スポーツクラブより任命する。

(2) 事務局は、選手及び指導者の登録、クラブのスポーツ保険に関する一切の手続きを行う。

第20条(決算及び監査)

事務局は、本クラブの決算書を2ヶ月以内に作成し、クラブ代表がこれを監査する。決算書及び監査報告については、指導者会代表及び保護者会(各学年団長)へ通知し、決定事項となった後に書面にて保護者会(各学年団長)より会員への通知とする。

第21条(会計年度)

本クラブの会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末に終わる。

第6章 総 会

第22条(構 成)

総会は、役員、指導者会会員及び保護者会会員をもって構成する。

第23条(招 集)

(1) 総会は、クラブ代表が招集する。

(2) 総会を招集するときは、役員、指導者会会員及び保護者会会員に対し、会議の目的たる事項及び日時、場所を記載した書面、または電子メールにて、開催の日の10日前までに通知しなければならない。

第24条(開 催)

総会の開催は不定期とする。ただし、役員が必要と認めた時、又は保護者会会員の4分の3以上の者が開催の理由を示して請求した時は、クラブ代表は臨時に総会を招集しなければならない。

第25条(議決事項)

総会は、本クラブの最高議決機関として、以下に掲げる事項、その他最重要事項を決定する。

第26条(成 立)

(1) 総会は、構成員の過半数が出席しなければ開催することができない。ただし、構成員はクラブ代表に議決権行使を委任することができる。この場合は、委任状を総会開催日の前日までに本クラブに提出することを要する。

(2) 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

香西S.S.S. 規約

第7章 登録等

第27条(加盟登録)

本クラブは、日本サッカー協会・同協会加盟団体が主催する各種大会、その他所属団体に香西SSSとして加盟登録する。チーム登録費、個人登録費ともに本クラブの負担とする。

第28条(遠征費等)

試合、合宿等のために遠征する場合、交通費(移動費)、宿泊費等は原則として選手負担とする。

第29条(保 険)

選手は、入会と同時にスポーツ安全保健に加入し(選手負担)する。事故の場合の補償、責任は同保険の約定どおりとする。

第30条(負傷時の処置)

選手が練習時、または試合時に負傷した場合には、本クラブが応急措置を行うが、その後の治療、入院、通院等の処置については、本クラブは責任を負わない。

第31条(休会・退会)

会員の休会・退会は次のように取り扱う。

- (1) 傷病、またはやむを得ない理由により、月初めから月末までを1ヶ月単位として、引き続いて1ヶ月以上休む場合には、前月末日までに所定の休会届けをクラブ代表に提出しなければならない。休会届けに当たる期間中の月会費は免除する。
- (2) 退会する場合には、前月末日までに所定の退会届けをクラブ代表に提出しなければならない。

第8章 その他

第32条(除 名)

本クラブは本規約に違反する、本クラブの名誉を損なう等、相応しくないと判断した者を除名できる。

第33条(免 責)

本クラブ諸規則や指導スタッフの指示に従わず起きた事故、盗難等は、本クラブは損害賠償をしない。

第9章 附 則

第34条(改 正)

本クラブは必要に応じて随時本規約を改廃することができる。また、本規約に定めのない事項について役員会で細則を定めることができる。

第35条(施 行)

本規約は、2012年4月1日から施行する。

[改正]

- ・第一改正附則(2015年3月31日改正)
- ・第二改正附則(2017年3月23日改正)
- ・第三改正附則(2018年5月18日改正)
- ・第四改正附則(2023年3月26日改正)